

長岡工業高等専門学校技術相談取扱規程

平成27年3月13日 制 定

平成30年5月17日 一部改正

令和元年6月24日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和4年3月17日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談の取扱いについて、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン（理事長裁定平成27年2月4日制定）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 技術相談とは、外部の企業等（以下「申込者」という。）から依頼を受け、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 技術相談は、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとし、次の各号に該当するものと判断される場合は、受け入れをしないものとする。

- 一 技術保証等のために本校の名称を利用することのみを目的とする場合
- 二 技術相談の結果に基づく申込者の事業や活動に、本校が過度の責任を負うことを求められる場合
- 三 その他、校長が相談を受け入れるべきでないと判断する場合

(技術相談の申込み)

第4条 技術相談の申込みをしようとする者は、「技術相談申込書」（様式第1号）を提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 校長は、受け入れを決定したときは、申込者にその旨を通知するものとする。（様式第2号）また、受け入れができない場合も申込者にその旨を通知するものとする。

(技術相談料)

第6条 初回の技術相談料（以下「相談料」という。）は無料とし、2回目以降の相談料は、1回（2時間）につき11,000円（消費税を含む。）とする。

- 2 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等（以下「必要経費」という。）は、相談料とは別に徴収するものとする。
- 3 次の各号に該当する場合は、相談料を無料とする。
 - 一 申込者が長岡工業高等専門学校技術協力会の会員である場合
 - 二 申込者が申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合
 - 三 国立大学法人、地方公共団体からの申込みの場合

四 その他、校長が必要と認める場合

- 4 相談料及び必要経費（以下「相談料等」という。）は、本校の発行する請求書により、所定の納付期日までに納付しなければならない。納付された相談料等は、本校の都合により受け入れを取り消した場合以外は、還付しない。

（技術相談の実施）

第7条 技術相談の開始は、技術相談受入結果通知書の通知日からとする。ただし、相談料が有料となる場合は、相談料が納付された日からとする。

- 2 技術相談の結果、共同研究又は受託研究、受託試験を行うこととなった場合は、速やかに所定申込書の提出を受け、契約締結等の必要な手続きを行い、研究等を実施するものとする。

- 3 期間及び指導回数が特定され、かつ、技術指導の対価の他に交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合、及び教職員の指導の下に本校の研究設備・機器等を使用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（機構規則第46号）における受入研究者指導料として取り扱うものとし、共同研究（技術指導）契約を締結するものとする。また、共同研究（技術指導）契約においては、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（機構規則第132号）及び本校共同研究取扱規程の定めるところにより、原則として間接経費を徴収するものとする。

（成果有体物の提供）

第8条 技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則（機構規則第119号）に基づき、研究成果有体物提供契約を締結するものとする。

（秘密保持）

第9条 技術相談の経過でノウハウの提供を行う場合は、秘密保持契約を締結するものとする。

（知的財産の取扱い）

第10条 技術相談の経過又は結果として知的財産が生じた場合は、発明等届を速やかに本校の知的財産委員会に提出するものとする。

（技術相談の報告）

第11条 技術相談を行った場合、「技術相談報告書」（様式第3号）を作成し、校長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。